

## 第一跨線橋の老朽化に伴う対策について（第3回）

日 時：令和 4年 3月19日（土） 14：00～15：30

場 所：芦屋市民センター（市民会館） 301室

参加者：19名

質 問 ・ 意 見 等	回 答 等
<b>■ 第一跨線橋の撤去後について</b>	
第一跨線橋撤去後の南側跡地は、どのような形状になるのか。	現在、第一跨線橋下の芦屋市が所有する土地の上を鉄道が運行していますが、第一跨線橋撤去に伴い、芦屋市及び JR が所有している土地の整理を行う必要があります。 第一跨線橋の南側跡地につきましては、幅員 2mを確保した歩道の整備や駐輪場の拡幅等が考えられますが、令和4年度に現地の測量を実施し、JR と土地の整理について協議を行っていきます。
変更後の通学路について、新しい集合場所は歩道上なのか。 また、20人程が集まるスペースは確保されているのか。	第一跨線橋の北側に車両の転回場所があり、中央に児童が集まることのできるスペースがあります。
第一跨線橋の撤去後、モニュメント等を設置することはできないのか。	第一跨線橋の撤去に伴い、芦屋市及び JR が所有している土地の整理を行うため、整理後の土地の形状を考慮して検討いたします。
<b>■ 迂回路安全対策について</b>	
様々な対策方針が挙げられており、関係各所と協議中となっているが、この中で安全対策上、実施必須となっているものはあるのか。 また、実現の可能性はどの程度なのか。	皆様にご利用いただいている道路は、現時点でも安全な道路であると認識していますが、今回は迂回路が通学路となることから、現状よりもさらに安全性を高める方針としています。 対策方針のうち、警察協議以外については、全て実施する方向で詳細設計を進めていきますが、信号等警察が設置する内容については、要望していきたいと考えています。

<p>警察協議等が整わなかった場合、通学路は再検討となるのか。</p>	<p>第一跨線橋撤去に伴い通学路が変更となることから、事前に学校関係者と通学路の安全対策について協議を行っています。通学路は道路管理者ではなく、学校関係者によって決定されるため、最終的には学校関係者の判断となりますが、警察協議等が整わなかった場合でも、通学路の再検討はないと思われまます。</p>
<p>芦屋橋南の交差点は、すぐ東側にも交差点があるため、改善が必要なのでは。</p>	<p>ご指摘の2つの交差点については、どこまで改善できるかは定かではありませんが、令和4年度の詳細設計内で検討します。</p>
<p>芦屋橋北の歩道が狭くなっている対策として、「歩道の拡幅を検討」とあるが、民地を買い取って歩道とすることはできないのか。</p>	<p>芦屋橋北の歩道の拡幅については、まずは既存の車道の幅員を狭める等で対応できないか検討しますが、民地を借地し歩道とすることも手法の一つであると考えます。</p>
<p><b>■ その他</b></p>	
<p>今後のスケジュール等は、住民説明会等で周知されるのか。</p>	<p>令和4年度に迂回路安全対策の詳細設計を実施しますので、令和5年3月頃には、今回説明させていただいた迂回路の安全対策方針のうち、確定したものを住民説明会にてお示しする予定です。 その際に最新のスケジュールについても、ご説明させていただきます。</p>
<p>これまで住民説明会を開催しているが、市全体への周知はどのような方法で行うのか。</p>	<p>今後、迂回路安全対策の詳細設計やJRと第一跨線橋撤去工事の工程について協議を行っていきます。 安全対策内容の確定及び第一跨線橋撤去工事の工程が分かり次第、広報あしや等を利用して周知を行っていく予定です。</p>
<p>工事に伴い、車両や歩行者の通行止めは発生するのか。また、その期間はどれくらいか。</p>	<p>第一跨線橋南側は、JRの土地を施工ヤードとして使用します。 第一跨線橋南側の北側歩道は、歩行者の通行ができなくなるため、南側歩道を利用していただくこととなります。車両については、規制を行ったとしても片側交互通行で収まるように計画をしています。 期間については今後JRが工事期間を算出しますので、次回の住民説明会でお示しできると考えています。</p>

<p>第一跨線橋がある場合となくなった場合とでは,安全度はどちらが劣るという認識なのか。</p>	<p>車両と歩行者の接触の機会が増える可能性を考慮すると,第一跨線橋がなくなると安全度は劣りますが,鉄道の運行に対する安全度も考慮する必要があると考えています。</p>
<p>地震等で第一跨線橋が落橋し,人命等に被害が出た場合は,市が補償するのか。</p>	<p>災害に起因して落橋した場合は,その損害に対して,基本的には市が補償することにはならないと考えています。しかし,老朽化等により落橋した場合は,管理者である芦屋市の責任となり,損害について補償しなければならないと考えます。</p>